

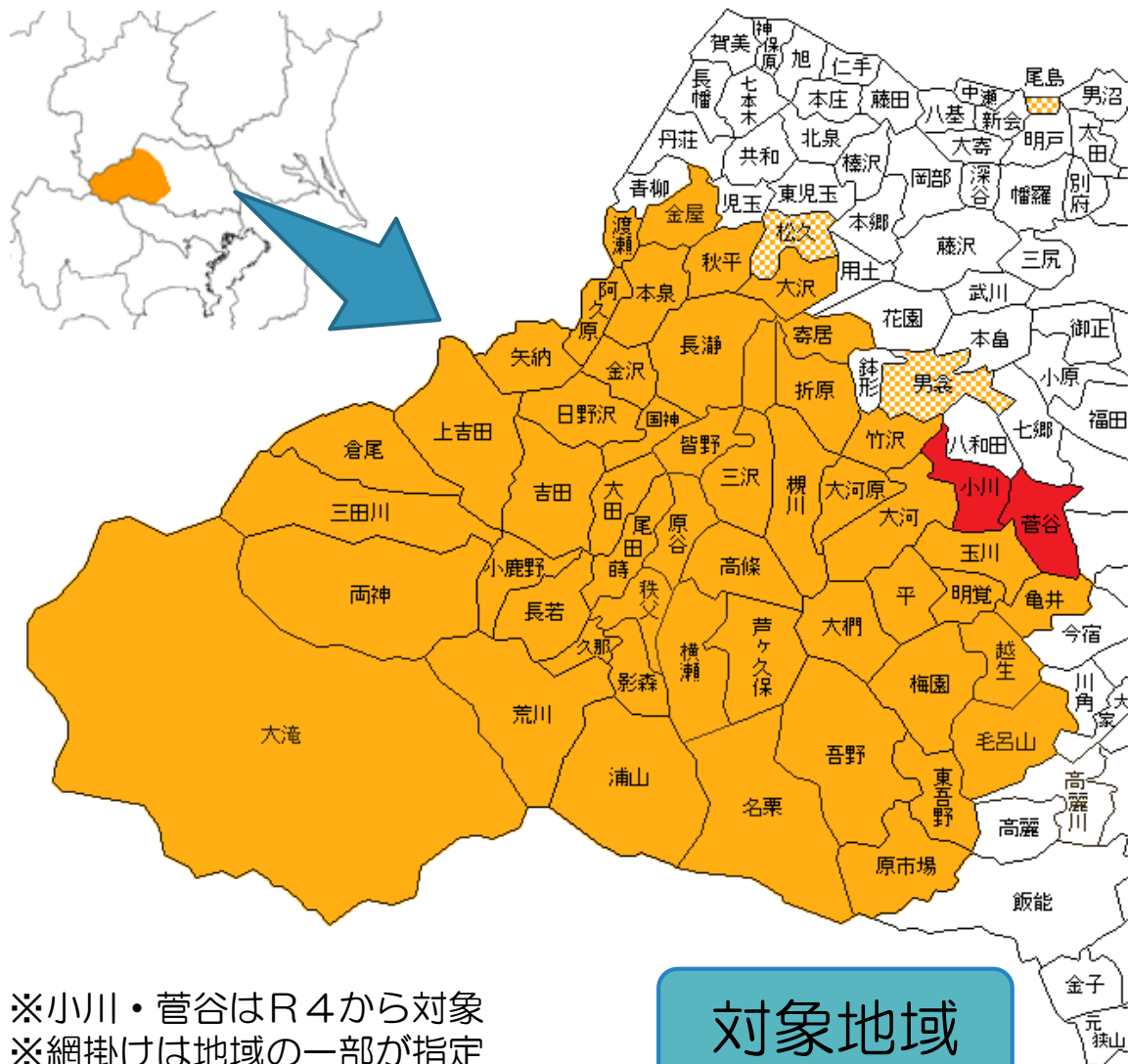
【資料3】

# 中山間地域等直接支払事業 について

---

埼玉県農林部  
農業ビジネス支援課

# 中山間地域等直接支払制度とは



※小川・菅谷はR4から対象  
 ※網掛けは地域の一部が指定

対象地域

- 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域  
 (※地域振興立法9法のうち埼玉県に該当する3法)
- 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域 (知事特認地域)
- 3法 (特定農山村法等) に指定された地域に地理的に接する地域  
 (知事特認地域)

19市町村56地域が対象



傾斜等の基準 (田: 1/100以上、畑: 8°以上) を満たす1ha以上の農地

# 中山間地域等直接支払制度とは②

## 集落協定に定める活動内容

|   |                              |
|---|------------------------------|
| <p>1 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）</p> <p>① 農業生産活動等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>耕作放棄地の発生防止活動（法面の管理、草刈り等）</li><li>水路、農道等の管理活動</li></ul> <p>② 多面的機能を増進する活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等</li></ul> | <p>基礎単価<br/>(8割)<br/>※必須</p> |
| <p>2 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>協定農用地の現状、将来像、対策等について、地図を作成しながら協定参加者で話し合う</li><li>集落戦略を作成し、市町村へ提出</li><li>集落戦略を基にした活動を実施</li></ul>  | <p>体制整備<br/>単価<br/>(+2割)</p> |

# 中山間地域等直接支払制度とは③

## 3 加算措置

| 名称           | 内容   | 単価  |
|--------------|--|---|
| 棚田地域振興活動加算   | 認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算                        | 急傾斜：10,000円/10a（田、畑）<br>超急傾斜：14,000円/10a（田、畑） |
| 超急傾斜農地保全管理加算 | 超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算（田:1/10以上、畑:20度以上）                            | 6,000円/10a（田、畑）                               |
| 集落協定広域化加算    | 他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算 | 3,000円/10a（地目にかかわらず）                          |
| 集落機能強化加算     | 新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算                           | 3,000円/10a（地目にかかわらず）                          |
| 生産性向上加算      | 生産性向上を図る取組を行う場合に加算   | 3,000円/10a（地目にかかわらず）                          |

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

# 共同活動の例

【法面の草刈り】



【景観作物の作付け】



【鳥獣緩衝帯の管理】



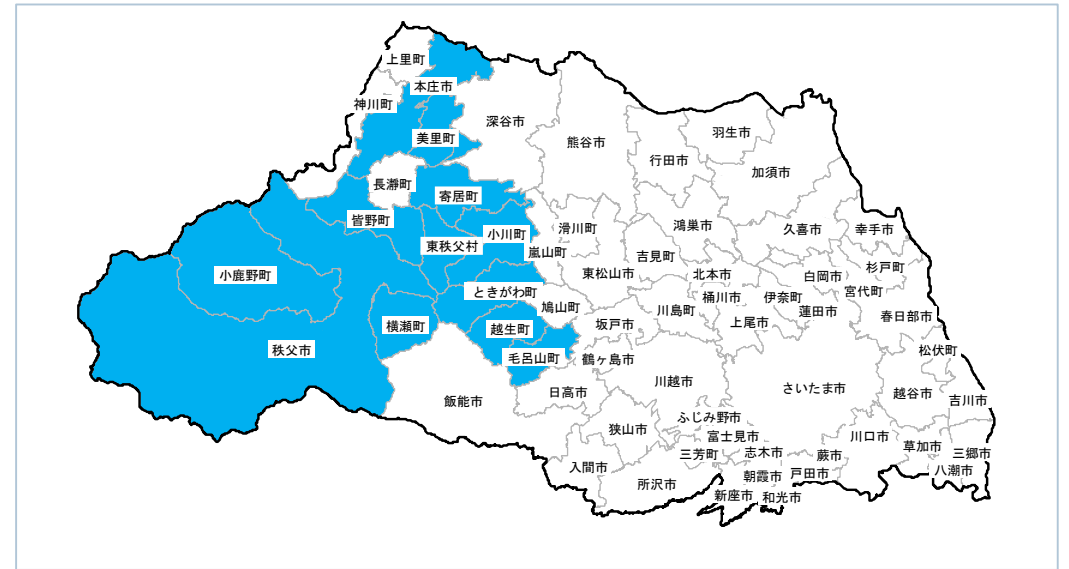
# 令和3年度の実施状況

○ 取組市町村 12市町村、取組協定数 51協定、取組面積 316ha、交付金額 27,894千円

市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移

|          | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施市町村数   | 13     | 13     | 13     | 12     | 12     |
| 協定数      | 62     | 62     | 62     | 50     | 51     |
| 協定面積(ha) | 347    | 347    | 347    | 310    | 316    |
| 交付金額(千円) | 30,886 | 30,866 | 31,117 | 27,646 | 27,894 |

令和3年度事業実施市町村



協定数の増加について

秩父市荒川地区で1協定が新規に締結された。

面積の増加について

秩父市で1協定が新規に締結。小鹿野町で既存協定で面積が増加。

※対象になりうる18市町村のうち12市町村で実施  
(R3は18市町村54地域が対象地域)

# 集落戦略について

## 集落戦略とは

協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する、集落全体の指針。

## 集落戦略の内容

- 協定農用地の将来像
- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 具体的な対策に向けた検討
- 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- 農業生産活動等の継続のための支援体制

# 集落戦略の作成状況について

令和4年6月30日現在の状況

体制整備単価の集落協定数：39協定

○集落戦略の作成状況について（令和4年6月30日現在）

|                             |           |    |
|-----------------------------|-----------|----|
| 集落において作成中                   | <b>35</b> | 協定 |
| 集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中 | <b>3</b>  | 協定 |
| 要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み       | <b>1</b>  | 協定 |



## ○集落戦略作成に向けた活動状況について（令和4年6月30日現在）

|                           |           |    |
|---------------------------|-----------|----|
| 年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成   | <b>4</b>  | 協定 |
| 農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成 | <b>13</b> | 協定 |
| 話し合いの開催                   | <b>9</b>  | 協定 |
| アンケート調査の実施                | <b>6</b>  | 協定 |
| その他                       | <b>9</b>  | 協定 |

### その他

- ・役員にて素案を作成中
- ・協定代表者と集落協定作成に向けた調整を実施
- ・集落戦略作成に向け役員等で進め方の協議中

## ○集落戦略の作成に向けた協定の取組の実態について

|                                      |           |    |
|--------------------------------------|-----------|----|
| 協定に作成に向けた取組を促しているが、なかなか進まない。         | <b>10</b> | 協定 |
| 行政で説明会等の周知を行い、協定での取組が動き出した。          | <b>7</b>  | 協定 |
| 行政の担当者が協定の話し合い等を主導することで、取組が動き出した。    | <b>1</b>  | 協定 |
| 行政の担当者が、地図の作成、話し合いなど全ての取組に関与する必要がある。 | <b>28</b> | 協定 |

- 集落戦略作成の主旨を各代表に説明し、集落の現状把握のための聞き取り調査の実施につながった。
- 聞き取り調査結果による話し合いを実施する際の資料作成は行政担当者が作成予定。

## ○集落戦略の作成にあたり、集落で苦労していること、工夫していることなどのエピソード

- 集落戦略を含む話し合いを開催予定（令和4年1月末）であったが、コロナウィルスの影響により中止となった。
- 活動者のほとんどは高齢者のため、積極的に意見する人は少なく、行政主導で話し合いを進行すると行政任せといった流れになってしまう。
- 維持していくための前向きな活動に対する意識の醸成
- 職員不足

○集落戦略の作成時期見込みについて（令和4年6月30日現在）

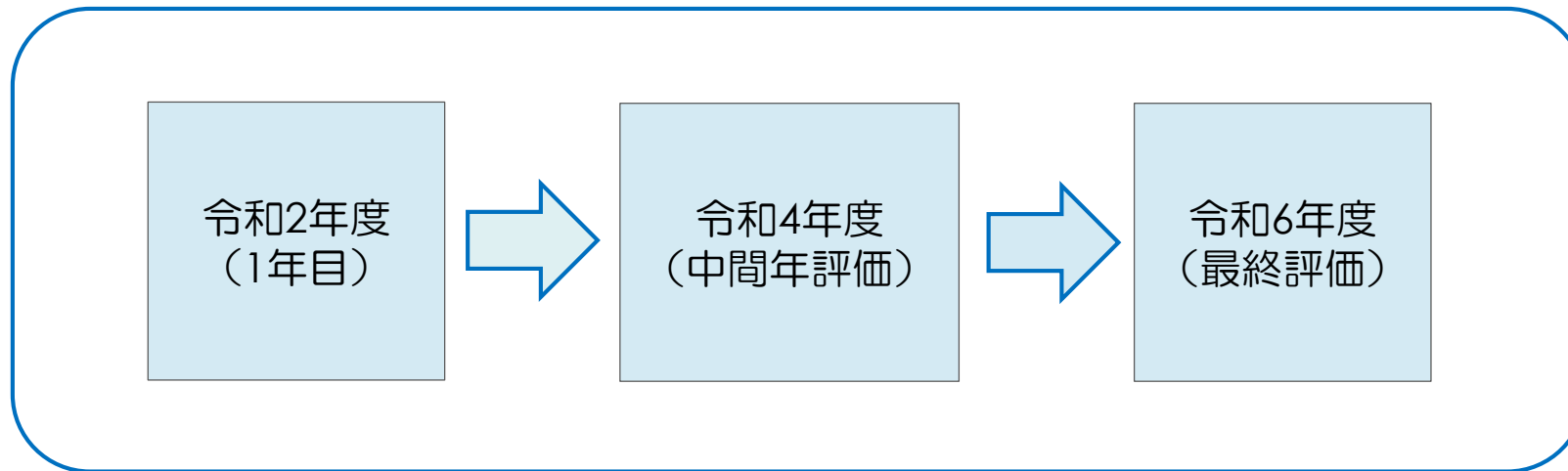
|               |           |    |
|---------------|-----------|----|
| 作成済み          | <b>1</b>  | 協定 |
| 令和4年12月末までに作成 | <b>4</b>  | 協定 |
| 令和5年3月末までに作成  | <b>30</b> | 協定 |
| 令和5年4月以降      | <b>4</b>  | 協定 |

# 制度の評価について

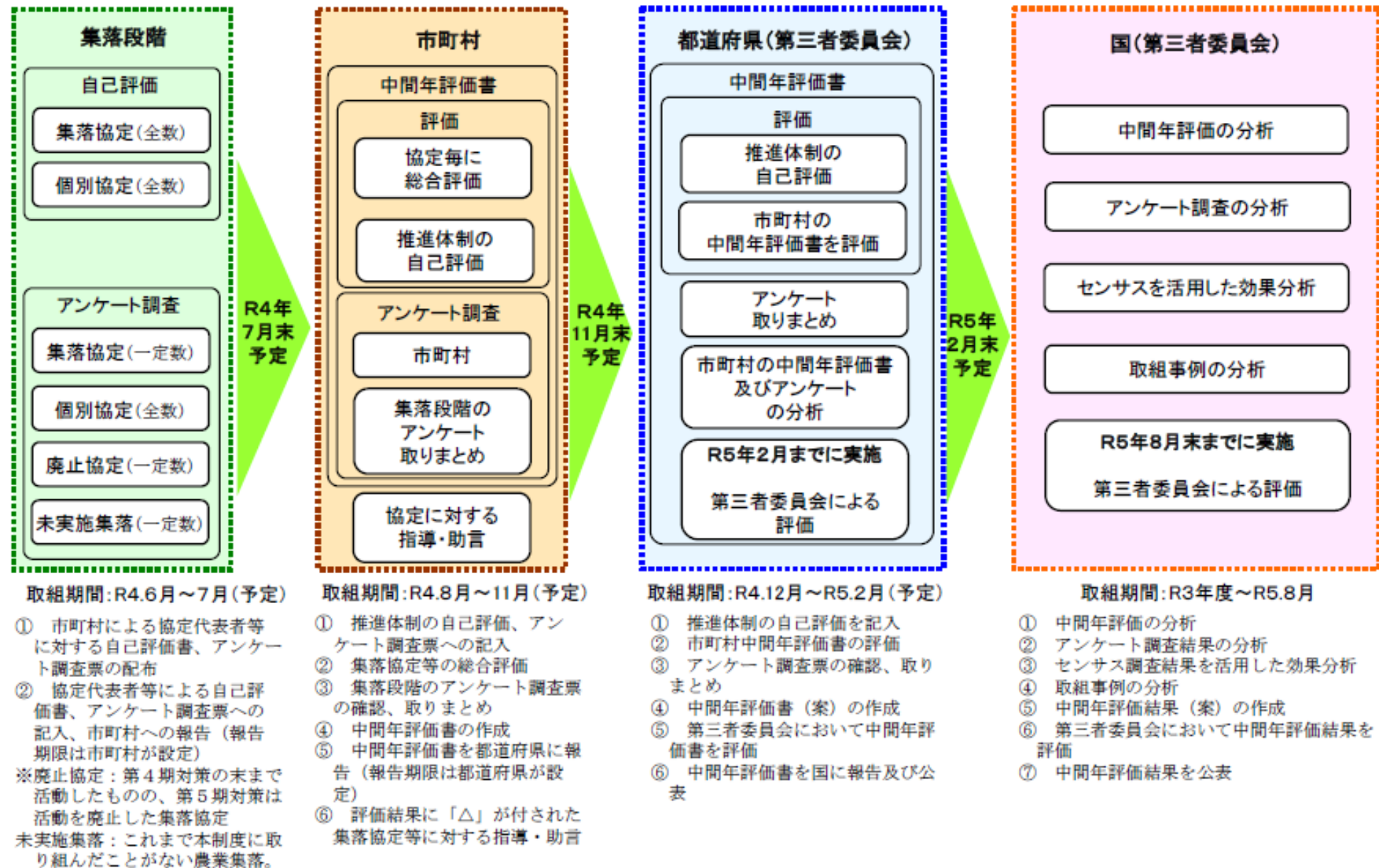
その他

評価について

- 国の規定に基づき、本検討委員会で毎年度の実施状況の点検・取組の評価をいただく予定。
- 同様に本検討委員会において制度の中間年評価（令和4年度）及び最終評価（令和6年度）」を審議していただく予定。



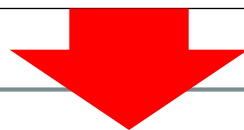
## 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）中間年評価の流れ



# 中山間地域等直接支払事業 令和3年度事業評価及び令和4年度事業の進捗状況

総合評価： A・・・順調 B・・・要改善 C・・・コロナ禍の影響等で事業内容を変更して実施したもの

| 令和3年度事業実績  | 県としての事業評価 |   | 事業評価を踏まえての<br>令和4年度の事業展開の考え方   |
|--|-----------|---|--|
| <p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落単位で農用地を維持・管理していくために共同活動を行う集落等に対して助成を行うとともに、事業推進のための指導、助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組市町村数 12市町村(前年度同数)</li> <li>・協定数 51協定(前年度に対し1協定増)</li> <li>・協定面積 315.6ha(前年度に対し5.2ha増)</li> <li>・交付金額 27,894千円(前年度に対し248千円増)</li> </ul> | 総合評価      | A | <p>第5期対策から体制整備単価の要件となった「集落戦略」は、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いをしながら作成する集落全体の指針と位置づけられている。</p> <p>高齢化が進み、後継者がいないなどの構造的な問題を抱える中山間地域の活性化を図る上で重要な取り組みであるため、引き続き、各集落が作成に着手する「集落戦略」の推進を図っていく。</p> |



## 令和4年度の進捗状況

- ・取組市町村数 12市町村（前年度と同数）
- ・協定数 51協定（前年度と同数）
- ・協定面積 315.7 ha（前年度から微増。既存協定で面積の追加あり。）
- ・集落戦略の作成に向けた話し合いや調査等が始まっている。